

随意契約理由書

件名	令和3年度猪名川流域下水道原田処理場 第1ポンプ場汚水ポンプ補修工事
契約の相手方	クボタ機工株式会社大阪支店
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
随意契約理由	<p>本工事は、第1ポンプ場に設置されているNo.1及びNo.3汚水ポンプの補修を行うものです。</p> <p>当該設備は、久保田鉄工株式会社の固有の技術に基づいて設計製作し、施工納入されたものであり、本工事の施工部分と既設の設備とは密接不可分な関係にあり、同一施工者以外のものに施工させた場合、既設の設備の使用において、トラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがあるため。</p>
備考	<p>久保田鉄工株式会社は、株式会社クボタに社名変更し、補修工事部門については、クボタ機工株式会社大阪支店に移管しており、特殊専門技術についても継承されています。</p>

随意契約理由書

件名	令和3年度猪名川流域下水道原田処理場 3系No.4ブロワ盤補修工事
契約の相手方	関西日立株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
随意契約理由	<p>本工事は、3系送風機棟に設置されているNo.4ブロワ盤の補修を行うものです。</p> <p>当該設備は、株式会社日立製作所の固有の技術に基づいて設計製作し、施工納入されたものであり、本工事の施工部分と既設の設備とは密接不可分な関係にあり、同一施工者以外のものに施工させた場合、既設の設備の使用において、トラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがあるため。</p>
備考	株式会社日立製作所は、補修工事部門を関西日立株式会社に移管しており、特殊専門技術についても継承されております。

随意契約理由書

件名	令和3年度猪名川流域下水道原田処理場 第2沈砂池し渣破碎機補修工事
契約の相手方	株式会社日立プラントサービス関西支店
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
随意契約理由	<p>本工事は、第2沈砂池に設置されているし渣破碎機の補修を行うものです。</p> <p>当該設備は、株式会社日立機電工業株式会社の固有の技術に基づいて設計製作し、施工納入されたものであり、本工事の施工部分と既設の設備とは密接不可分な関係にあり、同一施工者以外のものに施工させた場合、既設の設備の使用において、トラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがあるため。</p>
備考	<p>日立機電工業株式会社は、株式会社日立インダストリアルプロダクツに事業継承し、補修工事部門については、株式会社日立プラントサービス関西支店に移管しており、特殊専門技術についても継承されております。</p>

随意契約理由書

件名	市立豊中病院空調自動制御設備整備工事(2期工事)
契約の相手方	日本電技株式会社 大阪支店
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
随意契約理由	<p>本工事は、経年劣化している空調自動制御設備の整備を行うものです。</p> <p>当該設備は、日本電技株式会社の固有の技術に基づいて設計製作し、施工納入されたものであり、本工事の施工部分と既設の設備とは密接不可分の関係にあり、同一施工者以外のものに施工させた場合、既設の設備の使用において、トラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがあるため。</p>
備考	